

令和元年 9 月 20 日

受験生および保護者の方へ

有明教育芸術短期大学

高等教育の修学支援新制度について

日頃より、本学の教育へのご理解・ご支援を賜り誠に有り難うございます。

さて、令和 2 年度より「高等教育の修学支援新制度」が施行されますが、本学では従前より家計収入のみを基準とする「2 年間の学費で 3 年間学べる奨学金制度」「福祉奨学金制度」「入学金免除制度」「学納金減免制度」など本学独自の奨学金制度を充実させ、受験生の経済的負担を少しでも軽減できるよう全学的に努めております。特に「2 年間の学費で 3 年間学べる奨学金制度」は、今年度の新入生の 65%が利用しています。

つきましては、本学独自の多様な修学支援制度をご理解の上、ご利用いただきたくお知らせいたします。

なお、詳細については下記までお問い合わせいただきますようご案内申し上げます。

【お問い合わせ先】

有明教育芸術短期大学広報課

電話：03-5579-6211

メール：sship@ariake.ac.jp